

## 第71回労働施設検討会議 議事要旨

**1 と き** 令和7年11月25日（火） 午後7時00分～午後9時20分

**2 と こ ろ** 西成区役所 4階 4-5・7会議室

**3 出 席 者**

（有識者4名）

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学建築学部准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

垣田大阪公立大学大学院生活科学研究科教授

（行政機関15名）

大阪労働局 大島職業対策課長補佐、中川会計課長補佐ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 橋本参事 ほか5名

西成区役所 式地総合企画課長 ほか4名

（地域メンバー14名）

村井西成区商店街連盟会長・萩之茶屋第1町会長

山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

山田NPO法人釜ヶ崎支援機構理事長

牧萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社代表社員（代理）

山田NPO法人サポーティブハウス連絡協議会代表理事

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

莊保わが町にしなり子育てネット代表

吉岡釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表（代理）

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

梅澤釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長（代理）

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム涉外担当

笠井住まいとくらしSOS おおさか実行委員共同代表（代理）

穴沢福祉支援者の集まり運営代表

## 4 議 題

・新労働施設の機能、面積の見直し及び共用施設の管理方法に係る検討状況について

## 5 議事要旨

### (1) 新労働施設の機能、面積の見直し及び共用施設の管理方法に係る検討状況について

#### 【資料 1-1 新労働施設（オープンスペース待合）の機能・面積について（たたき台）】

○有識者から地域委員との個別懇談の内容について説明

・令和 3 年の基本設計時に 1,400 平米あったオープンスペース待合については、令和 7 年時点での検討たたき台として、840 平米ぐらいと考えている。

840 平米の算出根拠は、基本計画のときに 1,400 平米を算出した際と同じやり方で、改めて面積の算定したもの。

○地域委員からの主な意見

#### ＜施設面積の見直し＞

たたき台資料にある寄り場面積を算出するにあたって、コロナ禍などの影響で求人求職活動が大きく制限を受けたことしか説明がなかったが、旧あいりん労働センターの閉鎖や、仮移転施設の駐車場が相対求人を行ううえで使い勝手が悪いことも、求人が減った要因ではないか。

⇒ (セ) 旧センターが閉鎖し駐車場から路上へ求人が分散した側面は確かにあるが、コロナ禍以外にも SNS での求人の増加等の影響により少しずつ求人は減少してきた。

1 日平均求人数が 1,000 人で下げ止まりと考えていた所ですが、コロナ禍で更に急激に減ったというのが現状である。

⇒ (有) 旧センターの周辺に囲い込みの形で労働者を雇ってる業者が出てきていることによって、西成労働福祉センターに求人を出す業者が減っている現実もある。

現状分析による減少した日雇求人数を基準にして面積を決めてしまうと、将来的に労働者が集まってきた場合に困るのではないか。

50 年後にも対応できる労働施設にすべきだと思う。

寄り場 840 平米を 1 階に集約して配置することは、基本設計時の 1 階寄り場面積より広くなるので良いと思うが、基本設計では約 1,400 平米で計画していた寄り場を 840 平米にした際、残りの面積はどのように活用するのか。

共用会議室の面積が 0 になっているが作らないのか。

2 階に割り当てられていた 545 平米の待合スペースを 1 階に集約した場合、2 階の待合をどうするのか。

## <求人求職活動>

SNS 求人の増加や、事業者による日雇労働者の囲い込みも求人数の減少理由ということだが、労働者の権利が守られるためには、求職者と求人事業者を寄り場に集めて求人させる必要があるのではないか。

SNS 求人が増えて対面の求人が減っているということは、昔のように労働者への説明が不十分な求人のやり方に戻ってしまっていると思う。

こうした問題を解決できるよう西成労働福祉センターには、より頑張ってもらわなければいけない。

仮移転施設になって以降、あいりん地域に集まるべき求人が散ってしまっていると思う。

⇒ (有) 新労働施設では SNS での求人やスキマバイトなど、今後増えていくであろう労働を巡るトラブルに対しては西成労働福祉センターを中心とした相談体制を設け、こうした問題に関する情報提供についても事業者、労働者双方に行っていくべきだと認識している。

## <日雇労働者の居場所、施設利用>

日雇労働者の居場所は、北側施設で全て賄うという認識なのか。

⇒ (有) 北側施設だけでなく、南側の新労働施設も居場所になり得るので、新労働施設周辺の領域を含め、憩えるような場所を作るということもある。

西成労働福祉センターを通さずに求職活動を行う労働者も活用できる新労働施設を考えないといけない。

日雇労働者が憩える場であるとともに、仕事から帰ってきた労働者が手足を洗ったり、洗濯することできた旧センターと同じような建物に建て直すことはできないのか。

⇒ (有) 制度上の問題があって、こうした福利厚生の機能を入れることができない。そこは生活領域の支援として、居住場所を支援する形でしか解決できない。

⇒ (有) 北側施設と南側施設の間のエリアに設ける共有スペースを活用するなどし、西成労働福祉センターを利用していない労働者にも、集まつてもらえるような空間を作ることはできるのではないかと思っている。

## 【資料 1-2 共用施設の管理方法について（たたき台）】

○管理方法見直しのたたき台について、有識者から検討内容を説明。

### <施設>

- ・土日における日雇労働者の居場所機能は、福利・にぎわい機能を担う北側施設で設置予定。

### <駐車場の管理>

- ・駐車場利用時間は建物開所時間内とする。
- ・ロボットゲート等で入出庫を管理する。
- ・施設開所時間外の敷地内立ち入りは禁止する。

### <駐車場の利用>

- ・原則として駐車料金は有料とする（駐車料金は周辺施設と同水準を想定）。

ただし、求人求職スペースとして利用する求人事業者については、午前 5 時から午前 8 時の間の駐車料金は無料（西成労働福祉センターに求人を出している事業者のみ）。

施設利用者には、例えば 1 時間無料にするなど減免を行う。

### <駐輪場>

- ・利用時間は建物開所時間内とする。
- ・利用料は無料とする。
- ・駐輪場に繋がる通路を限定し、チェーンポール等を設置するなど施設閉所後に通路を施錠する。

### <1 階玄関前オープンスペース待合>

- ・求人求職の利用に供するため、利用時間は建物開所時間内とする。
- ・犯罪行為の防止の観点から施設敷地周囲にネットフェンス等、敷地外からの侵入を防止するため通路にチェーンポール等を設置する。

### <トイレ>

- ・屋外トイレと屋内トイレをそれぞれ設置（トイレを通じた建物内アクセスを防止）。
- ・屋外トイレは個室を 1 室設置。
- ・求人求職者の利用に供するため、屋外トイレ利用時間は建物開所時間内とする（外側から施錠はしない）。

ただし、トイレ本来の目的以外の利用が発見された場合には運用を見直す。

○地域委員からの主な意見

施設管理については、あいりん地域で繰り返されてきた管理する側と、そこで寝ざるを得ない人とのぶつかり合いであり、この見直し案については管理者側の発想に偏ってしまっていると思う。

慎重にしっかり議論した上で、管理の仕方を考えるべき。

新労働施設の管理たたき台では、日曜日が閉所となっている。

現在のあいりん職安の待機場所は日曜日も開いており、多くの野宿生活者が休憩場所として利用しているため、日曜日の居場所は確保してほしい。

⇒ (有) 北側施設に「おっちゃんの居場所」が予定されているものの、オープンな形で過ごせる場所がもう一つ必要かもしれないで、検討していく必要があると思う。

夜間求人などは、旧センターではシャッターが閉まってもその前に車を停めて求人ができていたが、新しい施設では路上駐車で対応することになるのか。

⇒ (府) 駐車場管理は、求人求職の場として本来使える人が使えなくならないようになるとが重要であるため、求人求職以外の人がそこに入ってしまわないよう実態を見ながら引き続き議論していく。

日曜日は岡山などから飯場の求人が来ているが、仮移転施設の駐車場が閉まっているため、路上求人の状態になってしまっている。

路上求人を無くすため、全国から釜ヶ崎にくる求人業者に対し、利便性の向上を図るべきだと思う。

⇒ (有) 夕方・深夜・日曜日の求人者や求人車両について、駐車場に車両を停められるような空間を作ることを一つの案として検討していきたい。

旧センターではシャッターを開ける際に亡くなっている労働者を発見するという現実があった。

この地域の野宿生活者を見守っているのは、地域の団体や関係者。

管理することを優先させるのではなく、地域全体で守っていくという意識を持たないといけない。

⇒ (有) 各行政機関の連携や地域団体からの協力を得ながら、地域全体で取り組むことが望ましい。

具体的な形をどのように構築するのか、来年度の課題として認識している。

また、野宿状態の方々の扱いなど、難しい課題についてはエリアマネジメント協議会における就労福祉専門部会できちんと議論していきたいと思っている。

その際には、労働施設検討会議との合同開催の可能性についても検討していく。

## 【資料2 新労働施設の整備に係る地域の意見について】

○有識者から個別懇談における意見を紹介

<施設建設議論の方向性に関する意見>

- ・社会変化はあるものの、野宿生活者や生活困窮者などが再び増加する可能性がある。
- ・議論の焦点が施設の場所や大きさといったものに偏っている。

- ・施設に入居する国、府、市、区などの各機関が労働・福祉・住まいを横断的に支える一元的な運営（ワンストップの必要性）をきちんと考えるべき。
- ・新労働施設は、労働・福祉・住まいを横断した支援体制と人材育成を軸にセーフティーネットとして機能するよう位置付けるべき。

<施設の機能と運営設計に関する意見>

- ・インターク機能が施設の肝であり、丁寧な相談と伴走支援が必要とされる。生活困窮者の多さを踏まえ、就労困難者への伴走支援を軸に、福祉・就労・住まいの相談を一体的に行うべき。
- ・働く場と交流の場を兼ね備えたスペースや、就労体験の場、資材庫（ストックヤード）などの具体的な機能を含めてイメージ化すべき。
- ・施設内部の機能連携だけでなく、地域全体でどう接続していくのかを考えることが重要であり、対面型の重要性と同時に、DX（デジタル技術）の活用についても検討すべき。
- ・行政の縦割りイメージが強いため、運営協議会的なものによる横串化の体制の構築が必要。

<スペース利用と管理運営に関する意見>

- ・屋外のオープンスペース待合や軒下駐車場の利用について、野宿状態の人が寄れる場所にするべきという意見と、その場に定着してしまうと管理運営できなくなるという意見が出ている。

<北側施設との連携に関する意見>

- ・民間事業者の参入を前提とした北側施設においても、地域特性に根差した事業者選定ができるよう、ガイドラインのようなものを作成した方が良い。

### 【資料3 新労働施設平面図】

○基本設計の施設平面図に有識者のコメントを添付し、今後検討すべきポイントを説明

- ・2階や3階の寄り場を1階に集約し1階を有効に活用するのはどうか。  
併せてエスカレーターを廃止し、有効面積を確保してはどうか。
- ・1階のインターク窓口について、現状では空間的に狭いため、丁寧な相談に対応できるよう面積を広げるのはどうか。
- ・新労働施設と北側施設の間にある多目的広場（約800平米）をうまく一体的に活用してはどうか。
- ・西成区が担当する北側施設（多目的ホールなど約1,044平米）や、南海高架下（約2,250平米）、萩小の森（約700平米）などの地域の施設と連携し、役割分担を検討していく必要がある。

### 【資料4 新労働施設の今後の方向性について（たたき台）】

○大阪府より新労働施設のコンセプトについて説明

（新労働施設の目指す姿）

- ・これまで建物の規模や部屋の配置など、物理的な側面に関する議論は活発にされてきました

が、「今後の方向性について、一体どういうものを目指していくのか」ということを一度たたき台として提示させていただいた。

- ・ポイントとしては、日雇労働者の就労や、生活課題の解決を図るためのセーフティーネットの機能は当然ベースとしてあると思う。

それに加え、あいりん地域での近年の状況の変化として、生活困窮者の方々が増えているという状況もあり、また、先日の横串会議でもありましたが、この地域に外国人の居住者も増えている。

これからは、日雇労働の方々の支援だけではなく、多面的な支援も目指していかないといけない施設になっていくと考えている。

- ・これらの状況変化に対応する考え方としては、「日雇労働者を安定就業に繋げるための取り組み」、「生活困窮者の安定就業」、「外国人の安定就業」という形で、三つの柱で考えたいと思っている。

そういったことで西成特区構想の推進と、生きがいを持って活躍できる労働者を増やし、大阪全体での課題である人材確保にも寄与できればと考えている。

- ・大枠のところで違うことがあれば、色々ご意見をいただき、今後議論ができればと思っている。

## 6 会議資料

### 配布資料

- ・資料 1-1 新労働施設（オープンスペース待合等）の機能・面積について（たたき台）
- ・資料 1-2 共用施設の管理方法について（たたき台）
- ・資料 2 新労働施設の整備に係る地域の意見について
- ・資料 3 新労働施設平面図
- ・資料 4 新労働施設の今後の方向性について（たたき台）
- ・第 70 回労働施設検討会議 議事概要（案）

### 参考資料

- ・第 70 回労働施設検討会議 議事要旨（案）